

第 51 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 51 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和3年4月15日（木）14：00～15：32

会場：参集（農林水産省 第2特別会議室）

又はオンライン会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価

4. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザの現状について

アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価について

午後2時00分 開会

○沖田室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第51回家畜衛生部会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は本日、部会の事務局を担当いたします動物衛生課の国際衛生対策室長の沖田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして消費・安全局担当の神井審議官より御挨拶を申し上げます。

○神井審議官 皆さん、こんにちは。消費・安全局の神井でございます。第51回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御参加いただき、誠にありがとうございます。ウェブ参加の先生方におかれましても、本当にありがとうございます。いつもお世話になっております。

さて、最近の家畜防疫をめぐる情勢を見ますと、鳥インフルエンザにつきましては18県52例で発生が確認されておりますけれども、このところ比較的落ち着きを見せております。

他方で、豚熱に関しましては昨日も三重県で新たに発生が確認されておまして、いまだに予断を許さない状況が続いております。

この間、委員の先生方には夜遅く、いろいろなことを御相談したり、本当に多大なる御協力を頂いておまして、改めてお礼を申し上げます。本当にいつもありがとうございます。

さて、本日はアフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価について御議論いただくことになっております。

後ほど石川課長の方から最近の情報について御報告差し上げますけれども、アフリカ豚熱は欧州、アジアで発生が継続しております。引き続き世界的な課題となっております。

我が国の周辺を見ても、今年2月にはマレーシアで新たに発生が確認され、また韓国、中国では今年に入ってから発生が続いております。我が国といたしましても、より一層気を引き締めて水際措置、国内対策に取り組んでいく必要があると考えております。

本日は新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されておること、

ウェブ会議も活用した会議となります。ウェブ参加の先生方にもいろいろ御不便をお掛けすることもあるかと思えますけれども、いつものように本日も専門的な見地から忌憚のない御発言を頂いて、活発な御議論をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○沖田室長 ありがとうございます。

それでは、まず委員の御紹介をしたいと思います。

現在、家畜衛生部会には19名の委員の先生方がいらっしゃいます。本日は14名の委員の先生方の御出席、ウェブ参加を含めまして14名の先生方に御出席を頂いております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定によりまして、定足数を満たしているということを御報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の方を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました審議官の神井でございます。

○神井審議官 よろしくお願ひします。

○沖田室長 それから、同じく消費・安全局担当審議官の伏見でございます。

○伏見審議官 伏見です。よろしくお願ひします。

○沖田室長 それから、動物衛生課長の石川でございます。

○石川動物衛生課長 石川でございます。よろしくお願ひします。

○沖田室長 私は、本日事務局を担当します沖田です。

それから、私の隣が動物衛生課の課長補佐の高木でございます。

○高木課長補佐 高木です。よろしくお願ひいたします。

○沖田室長 以下、事務局数名が控えております。本日はこの事務局で会議を進行させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、カメラ撮りについてはここまでになりますので、メディアの皆様方、御協力をお願いいたします。

それでは、続きまして配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。

本日は、配付資料は1部だけになります。アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価についてというタイトルの23ページの資料をお配りしております。

もし途中で落丁、あるいはページ落ち等ございましたら、事務局の方にお申出を頂ければと思えます。

それでは、本日の議題でございますアフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価についてですが、本題の議論に入る前に、動物衛生課長の石川から、豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザに関します現在の状況、現状について御説明をいたします。石川課長、お願いいたします。

○石川動物衛生課長 石川でございます。よろしく申し上げます。それでは、着座にて説明させていただきます。

前の資料を御覧ください。

今の豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザの現状についてということでございます。

スライドをお願いします。

このスライド、見づらくありませんでしょうか。ちょっと暗いですがけれども、豚熱のこれまでの発生の経緯でございます。

2018年の9月に岐阜県での発生以来、これまでに12県、65事例、昨日三重県での事例がありましたけれども、65事例発生しております、これまでに約20万頭近くを処分しております。

当初は、飼養衛生管理基準の強化ということだけで防疫対策を実施しておりましたけれども、2019年の9月にワクチン接種を決定しまして、その年の10月25日からワクチン接種を開始しております。

これまでに30県——後で地図がございますけれども、30都府県でワクチン接種を実施しておりますけれども、ワクチン接種を実施して以降も、群馬県、三重県、和歌山県、奈良県といったワクチン接種県におきまして豚熱の発生、7農場での発生が見られるという状況になっております。

次のスライドをお願いします。

豚熱対策の全体像ですけれども、三本柱で構成されております。

一つ目が感受性動物対策ということで、ワクチン接種を推奨、推進したりする方策でございます。

二つ目が感染経路の遮断対策というのが2本目でございます。これは飼養衛生管理の徹底によりまして感染を遮断するという方向でございます。

三つ目が野生イノシシ対策とございます。これはサーベイランスと捕獲の強化、経口ワクチンという三つのものから構成されております。経口ワクチンにつきましては、これま

でもこの3月までに約100万個を散布しておりますけれども、今年度につきましても90万個弱を1年間で散布する予定となっております。

この右の地図の赤い部分でございますけれども、ここが飼養豚での豚熱が発生している県でございます。11県でございます。

それで、この赤とその周りのオレンジの部分がございますけれども、この合わせた部分。ただし、沖縄は除きますけれども、24都府県で野生イノシシの陽性事例が確認されております。

その周りの黄色の部分、5県がございますけれども、ここは先回りして飼養豚でのワクチン接種を実施している県でございます。合わせまして30都府県で今ワクチン接種を実施しておりますけれども、日本全体に占める豚の割合は47.6%と、約半数の豚に今ワクチン接種を実施しているところでございます。

このワクチン接種の推奨地域でございますけれども、最近の動きとしましては、昨年12月25日に山形県で豚での発生がございました。ここの山形県でございます。それに合わせまして、12月28日に秋田県をワクチン接種推奨地域として指定しております。

西側は、今年の3月16日に、ここの兵庫県でイノシシでの豚熱の感染事例が見つかりましたので、翌日、鳥取県と岡山県をワクチン接種推奨地域として指定しております。鳥取県につきましては既に4月5日からワクチン接種が開始され、岡山県につきましては来週の月曜日、4月19日からワクチン接種を開始することとなっております。

スライドをお願いします。

ワクチン接種済み農場におけます豚熱の発生事例ということで、昨日の事例も合わせて7事例でございますけれども、これまでに、7事例目につきましては今疫学調査しておりますので、この中には載っておりませんが、6事例について整理させていただいております。

ここでお分かりのように、発生した農場についてはワクチン接種の前であったり、特に出荷豚が、直近での出荷豚があったためにワクチン接種をしていなかった豚、また豚の調子が悪くてワクチン接種を見合わせていたような豚での感染が見られております。

特に注目点は、このカラムでございますけれども、発生した場合には発生豚舎以外にもサンプリングをして、その後検査をして、どのようなウイルスが取れるのか、抗体があるのかといった検査を実施しております。その検査結果に基づきますと、発生豚舎以外でも幾つかの豚舎で感染が見られた、いわゆる感染が拡大されていたという事例がほとんどで

ございました。

あと疫学調査の結果、特に車両消毒が不十分であったですとか、あと長靴だとか衣類の着替えが十分になされていなかったですとか、あと豚舎間を地面の消毒等をせずに豚を歩かせていたというような事例がほとんどでございます。このような点を、発生県に対しましては、今回の三重県もそうでございますけれども、いま一度このような飼養衛生管理の逸脱がないかという点を確認するように、都道府県を通じて農場側に注意喚起をしております。

次のスライドをお願いします。

ワクチン接種農場での発生が続いたことから、今年の1月15日、牛豚等疾病小委員会と拡大豚熱疫学調査チームによる緊急提言を出していただきました。ここに書いてあることは、野生動物の侵入防止対策ですとか、人や車両の消毒の徹底、また作業着、手袋、長靴の交換といった基本的なことをいま一度振り返って、きちんとやられているかどうかについて確認してくださいということで、この提言を用いて、特にワクチン接種推奨県に対しましては指導を強化したところでございます。

次のスライドをお願いします。

それで、ワクチン接種につきましては、従来から都道府県の職員である家畜防疫員による接種というのを原則としておりました。これは、ここに書いてあるとおり、面的かつ確実な接種が必要だということと、ワクチンの厳格な管理が不可欠という2点を確実に確保するために、このような枠組みの中で接種をしておりました。

ただ、子豚へのワクチン接種につきましては、専門の委員会からの意見を踏まえまして、従来は月1回程度での接種、いわゆる1から2か月齢での接種ということで進めておったんですけれども、昨年8月、都道府県からのデータを踏まえて、接種につきましては50日から60日齢で接種することが適切であろうという結論を得ました。すなわち、従来月1回程度の接種から、新たに月3回程度の接種が必要となるということで、このような頻回なワクチン接種につきましては家畜防疫員だけで対応するのも難しいような県もございまして、そのような専門的な分析結果を踏まえまして、今年の7月でございますけれども、豚熱の防疫指針を見直しまして、家畜伝染病予防法6条の家畜防疫員による接種を原則としつつも、都道府県知事が認定した獣医師による接種も可能というような枠組みを追加いたしました。これはもちろん、民間の獣医師等を活用するわけでございますけれども、基本的には家畜防疫員と同様に、適時な接種が行えるといった要件を満たすような獣医師を

都道府県知事が認定しまして、その獣医師を活用してワクチン接種の徹底を図るというような枠組みでございます。

この枠組みでの接種はまだ始まっておりませんが、各都道府県につきましては今、民間獣医師を活用した枠組みの検討を進めているところでございます。

次のスライドをお願いします。

これは、高病原性鳥インフルエンザの状況でございます。今シーズン、我が国でも52事例の発生がありましたけれども、諸外国を見ても、ヨーロッパ、特にフランス等では489件の発生、またお隣の韓国につきましても88件の発生ということで、諸外国においても発生事例が継続しております。

今シーズンの我が国で確認されたウイルスにつきましては五つの種類が確認されておまして、去年、シベリアの営巣地で検出されているH5N8亜型のウイルスが一つと、現在欧州で昨年の秋以降流行している株、この二つの系統が我が国に入っているということでございます。この系統の中でも細かく分けると、5種類のウイルスが我が国に侵入していることが確認されております。

次のスライドをお願いします。

これが今シーズンでの発生事例でございます。黄色が発生した県でございます。今シーズン、18の県、52農場で発生が確認されております。殺処分羽数は合計で987万羽ということで、1,000万羽近くになっております。過去の最大の殺処分羽数というのは、2010年、2011年のH5N1亜型のウイルスによります183万羽ということでございますので、これをかなり上回る。このシーズンの発生は、大型農場での発生。10万羽以上が今回18農場ございまして、そのうち100万羽以上の農場が3農場ございました。いわゆる大型農場での発生と、特に千葉ですとか香川での発生に見られるような密集した地域での続発というのが見られたということから、今回は件数、羽数ともに過去の規模を上回るような発生になったということでございます。

特に採卵鶏での発生が多うございました。ここの部分に書いてございますけれども、肉用鶏につきましては81万羽でございますけれども、採卵鶏が904万羽ということで、ほとんどの発生が採卵鶏での発生ということになっております。

1枚めくってください。

これまでの家きんに係る飼養衛生管理の徹底に係る主な取組ということで、発生の前、今年発生したのは昨年の11月5日でございます。その11月5日の第1例目が発生する前

の段階におきまして、既に飼養衛生管理基準が改定されるということで、飼養衛生管理の徹底のステッカーを配ったり、また北海道で野鳥の糞便からウイルスが分離されたということで、10月下旬でございますけれども、それを受けて、監視・指導の強化の通知を打っておりました。そのような中で11月5日に、香川県での今シーズン第1例目の発生があったということでございます。

それ以降、香川では特に発生が集中したことから、ここに書いてございますけれども、11月24日に緊急提言というのをおまとめいただきました。また、その後、発生がまだまだ継続しておりましたので、全国一斉の自主点検、12月7日、全国緊急消毒、12月9日といった防疫の強化を図ってきたところでございます。

それと、下から2番目に書いてございますけれども、昨年末でございますけれども、防疫演習の実施ということで、各都道府県に肉用鶏10万羽、採卵鶏6万羽、また県内最大規模を想定した防疫演習を、机上演習を実施するようにお願いしたところでございます。

1枚めくってください。

それで、鳥インフルエンザの場合もそうでございますけれども、疫学調査の結果、飼養衛生管理の徹底がなされていなかった、そのようなことがありましたので、全国一斉の点検というものを12月7日以降お願いしております。第1回目の一斉自主点検におきましては約1割の農場で不備が確認されておりましたけれども、その後1か月間隔で2、3、4と点検を実施した結果、改善が見られております。ただ、まだ100%にはなっておりませんので、全農場での遵守状況が改善されるまでフォローアップを実施していく予定としております。

次のスライドをお願いします。

では、飼養衛生管理基準をどのようにして守っていただくのかというスキームをここに書いてございます。この4月に施行されました家畜伝染病予防法の新たな枠組み、指導等指針、国が指導等指針を作りまして、その指導等指針に基づいて都道府県が指導計画を作成し、その指導計画に基づいて農家の指導等を実施するという枠組みがございまして、この枠組みにのっとり、各都道府県、飼養衛生管理基準の遵守の向上を図っていくというのが一つ、あと一番右の「家畜の所有者」というところでございますけれども、今回の法律改正の中で飼養衛生管理者というものの新たなスキームが作られました。いわゆる、これまでは農場ごとに、特に家畜の所有者が衛生管理の主体を担っておったんですけれども、飼養衛生管理区分ごとに飼養衛生管理者を定めていただきまして、その管理者を中心に飼

養衛生管理区域の衛生管理の徹底を図っていくというようなスキームでございますけれども、そのような管理者に研修だとか講習等を実施することを通じまして、農場全体の衛生管理のベースアップ、レベルアップを図っていくというようなスキームを今後行っていきなたいというふうに思っております。

また、地域におけます地域協議会、いわゆる生産者、行政、また関係団体が一堂に会しまして協議会を作りまして、その協議会を中心に地域のレベルアップを図るというのも一つスキームとしてございます。

次のスライドをお願いします。

飼養衛生管理基準遵守のための行政措置ということで、基本的には指導によって守っていただきたいわけでございますけれども、法律の中では新たな枠組みがさきの家伝法の改正で設けられました。

一つは左側でございます「発生予防のための措置」ということで、これまで自治事務の中で都道府県知事が飼養衛生管理基準が遵守されていない場合には指導・助言、2週間空けて、それでも守られない場合には勧告、2週間空けてそれでも守られない場合は命令というようなところまでスキームがありました。さきの法改正におきまして、正当な理由なく命令に従わないときは、その旨を公表するというようなスキーム、新たなスキーム、この黄色の部分でございますけれども、これができました。

それと右側でございますけれども、まん延防止のための措置ということで、発生又はまん延によって畜産に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には農林水産大臣が都道府県知事に指示をしまして、まあ、指導・助言はなく、それを飛びまして、いきなり勧告ができるようなスキーム。1週間置きまして、それでも勧告に従わないときには命令。命令に従わない場合には、正当な理由がなく命令に従わないときは、発生予防と同じでございますけれども、その旨を公表できるというようなスキームができました。

次のスライドをお願いします。

最後にアフリカ豚熱でございます。これはヨーロッパの地図でございますけれども、特に最近の発生です。赤い部分が最近での動きだと思っていただいて結構かと思えます。特にドイツですとかロシア、ルーマニア等で発生の継続が見られております。

次のスライドをお願いします。

欧州におけるアフリカ豚熱の発生状況を見ますと、この赤字で書いた国でございます、チェコ、ハンガリー、それにベルギーといった国は既に清浄化が達成されたか、若しくは

野生イノシシのみでの継続発生があるという国でございます。チェコ、ベルギーにつきましては後ほど御説明しますが、既に清浄化が達成されております。ハンガリーについては野生イノシシのみでの発生ということでございます。

そのほかの国は、野生イノシシと飼養豚での発生があるということでございます。

次のスライドをお願いします。

チェコの事例でございますけれども、チェコにつきましては、発生地域におけるフェンスを用いて野生イノシシを管理したり、家畜豚への侵入を許さないということで、清浄化を達成した事例でございます。

2019年の4月19日にO I Eに清浄化を自己宣言しております。

次のスライドをお願いします。

これはベルギーの事例でございますけれども、野生イノシシ発生地域における家畜豚の予防的殺処分とか、フェンスを用いた野生イノシシの管理によりまして家畜豚への侵入を許さなかった事例でございます。

ベルギーにつきましては、2020年10月1日にO I Eに清浄化を自己宣言しまして、2020年11月20日に制限区域を全面解除して、清浄化を達成しております。

次のスライドをお願いします。

ドイツでございます。ドイツにつきましても、お隣ポーランドと国境を接している関係から、2020年9月にイノシシでの初めての感染が確認されましたけれども、それ以降、イノシシでの感染は続いておりますけれども、家畜豚での発生はございません。これにつきましては、まず9月に東部のブランデンブルグ州で発生しまして、その北部のザクセン州において発生が確認されておまして、現在までに約1,000頭の野生イノシシの発生は確認されておりますけれども、繰り返しになりますけれども、家畜豚での発生は今防いでいる状況でございます。

次をお願いします。

アジアにおけます発生状況でございます。先ほど審議官からの御挨拶にもございましたけれども、中国、2018年8月に遼寧省での初発生以来、現在も野生イノシシ、豚での発生が継続しております。また、お隣の韓国につきましても、2019年6月に北朝鮮との国境付近である京畿道で初発以来、現在も野生イノシシでの発生は継続しておりますけれども、豚での発生は16件で止まっているというような状況でございます。

ただ、新たにマレーシアで今年の2月に発生が確認されておりますので、ここは引き続

き注意が必要かと思っております。

次のスライドをお願いします。

これがアジアにおけますASF各国の初発日ということで直近、今年の2月8日にマレーシアで初発が確認されております。これまでに豚、家畜豚で7件、野生イノシシで18件の発生が確認されております。

次のスライドをお願いします。

中国での発生状況でございますけれども、2018年の8月の初発以降、継続的に発生が確認されておまして、2020年はこの表でございます20件での発生が報告されております。

次のスライドをお願いします。

2021年の発生事例でございます。直近では、4月に新疆ウイグル自治区での発生が直近の事例でございます。

一方、スライドにはございませんけれども、4月4日に台湾本島で北部海岸に漂着した豚の死骸からASFのウイルスが検出されたという事例がございます。これまで台湾につきましては、本島ではなくて離島の方で発生が15件確認されておりますけれども、本島の発生は初めてということで、台湾当局も飼養豚への感染を防ぐために強力な防疫体制を取っておるといような状況でございます。

台湾当局の発表によりますと、検出されたウイルスは中国のASFの配列と100%一致したということでございます。

最後のスライド1枚でございます。

豚熱と違いまして、御承知のとおりASFにはワクチンがございません。世界各国で研究開発がされているものの、実用化に至ったものはないというような認識でございます。

日本におきましては、動物衛生研究部門を中心とした官民のグループが研究開発を実施しております。諸外国ではアメリカ、イギリス、中国のグループが遺伝子組換え弱毒生ワクチン、ベクターワクチン等の開発を実施中というふうに聞いておりますけれども、いずれもまだ実用化に至ったものはないということでございまして、我が国も含めて、各国で今研究開発が進んでいるという状況でございます。

私の方から、豚熱・アフリカ豚熱・高病原性鳥インフルエンザの現状について、以上で御説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○沖田室長 ありがとうございました。

先ほどスライドにはなかったんですが、課長の方から説明をいたしました台湾での漂着

豚のウイルス遺伝子の検出の件ですが、厳密に言いますと、発生という仕切りではなく、遺伝子が確認されたということで、OIEの通報等もされておられません。これは発生ではなく、遺伝子の確認ということで整理をされております。

ありがとうございました。それでは、ここからは本題、議論に入りたいと思いますので、議事進行につきましては松尾部会長にお願いをしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

○松尾部会長 松尾です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題、アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価についてから、委員会を始めたいと存じます。

まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○沖田室長 ありがとうございます。

それでは、資料を用いまして事務局から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料の一番最初のページを御覧いただきたいと思います。

アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入につきましては、2014年の2月に発生があったことから、ゾーニングを適用して輸入をしてほしいということで、ポーランドからの要請を受けましてリスク評価を行っております。そのリスク評価が2015年3月に家畜衛生部会に諮問をしたところでございます。

2回にわたる小委員会、牛豚疾病小委員会における審議を経て、2016年の3月に家畜衛生部会から上乘せの管理措置を講じた上で清浄地域、清浄なゾーンからの輸入を再開しても差し支えないとの答申を受けたところです。

この答申につきましてですけれども、ASF発生が国内の一部の地域、1県だけ、これは一番東の端の1県だけだったんですが、そこにとどまっており、野生イノシシと、それから家畜ではあるんですが、商業用ではない非商業用の、いわゆる裏庭養豚の農場に限られていたということ等を総合的に判断して、評価を頂いた上での答申でございました。

ただ、その答申を頂いた後、当局間での協議というものを、これは家畜衛生条件をこのリスク評価に基づいて協議をするということになっておりますので、その協議を行っていたところですが、2016年の3月以降、状況に変化がございましたので、その状況の変化について本日は少し丁寧に御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

資料の下に非常に小さなページ番号が付いていると思うんですけれども、7ページの別紙2のところに「主な発生の経緯」を載せております。発生は主にこういう経緯で起こっ

ておるんですが、9ページの別紙3を見ていただくと、「ポーランドから提供された情報の概要」をまとめており、ここに2016年3月の答申以降の経緯について詳細が記述されておりますので、これを基に御説明をさせていただこうかと思えます。

まず2016年の6月から9月にかけてですけれども、答申を頂いた後、6月になって商用の家畜豚、裏庭養豚ではない商用の家畜豚で初めて発生したということ。これは当初発生していた1県、一番東側のポドラスキエ県という県の——県の名前は8ページにポーランドの地図があって、県の名前を入れておりますので、御参考までに、どの辺かというのは分かるかと思えますが、一番東の端のポドラスキエ県で商用の初発がございました。その後、6月から9月にかけて、ポドラスキエ県だけではなくて、その近隣の2県にも発生が拡大したということで、当然野生イノシシだけではなく家畜豚にも発生が拡大し、しかも、野生イノシシでの発生がない地域についても家畜豚での発生が確認されたということが分かっております。

その後、この非商用の農場だけではなくて、商用の農場、これは基本的にはバイオセキュリティが高いというふうに考えられていた所ですが、そこでも発生が確認されたということから、ポーランドの当局が調査をしまして、豚の違法な取引、あるいはバイオセキュリティ基準の不遵守、こういったことが原因ではないかという結論となっております。

ポーランドとしては、これを受けて、豚の違法取引の罰則強化であるとか、移動時の規制、移動の証明書の添付の義務付け、バイオセキュリティの向上等の取組を実施したところでした。

しかしながら、その後、2017年、1年後になりまして、2017年の6月から11月にかけては、最初に発生した県とその隣の2県という3県の中ではあるんですけれども、飼養頭数が1,000頭以上の大規模な商用農場を含む商用農場で家畜豚の発生が広がったということがございました。そのため、また調査をしたところですが、調査の結果、出自が不明の豚の飼養であるとか、間接的な野生イノシシとの接触——これは農場の飼養者が森林での活動を行う、あるいは豚以外の同居動物を放牧する、自然の牧草を給餌する等が原因ではないかという調査結果を出しております。

これらの発生を受けて、更に制限区域内のバイオセキュリティ要件の強化を行うとともに、飼料に関する規制の強化等々を行ってきたところです。

その後ですけれども、その3県だけではなく、ワルシャワ近郊でイノシシですけれども、少し距離を置いて、飛ぶ形で発生したと。それがワルシャワの近郊、従来の発生地域から

約100キロ離れた所で、飛んで発生したということで、これについてはポーランド当局は、ASFの発生国である隣国から労働者が持ち込んだ禁止の食品、それを不適切に廃棄した。こういったことが原因でイノシシでの発生がワルシャワ近郊に飛び地的に発生したということ推定しております。

この発生を受けて、農場のバイオセキュリティ要件の遵守義務を拡大すること、それから違反の罰則強化等をしてしておりますが、ワルシャワ近郊については、その後、約1年弱後ですけれども、イノシシだけではなくて家畜豚でも発生が確認されていると。飛び地、まずイノシシで飛んで、その後、家畜豚で発生したということで広がってきております。

それから、2018年1月ですけれども、北部の地域、これはロシアの飛び地の領土がロシア・カリーニングラードという、ロシアの飛び地がポーランドのすぐ上、北にあるんですけれども、そこと国境を接している県、非常に長くて発音しにくいので「マズルスキエ県」というふうに呼ばせていただきますが、マズルスキエ県という所で家畜及び野生イノシシで発生しております。これは時系列的に見てみますと、先にロシアのカリーニングラードでの発生がOIE等に報告されておりますので、恐らくそちらが先で、そこから国境を越えて入ってきたのではないかと思いますけれども、ここで更に発生したと。3県と、それからワルシャワ近郊だけではなくて、その後更に北部で発生した。

それから、2018年の8月になりまして、ポドカルパツキエ県という所、これはウクライナとの国境に近い所。ポーランドで言えば東部ですけれども、やや南部。東南部、南東部になるんですか、の所で発生をしています。この発生については、この県内でイノシシでの発生がなかった所ですので、イノシシの発生からうつったのではなくて、何らかの原因で直接農場に入ったという形で家畜豚で発生したと。イノシシの発生のない地域での飛び地での発生という家畜豚発生が見られております。

この発生原因を調べたところ、農場内で由来不明の肉が発見されたと。冷凍の肉。外見上は野生イノシシ肉らしき形態をしていたということで、由来不明の肉があり、恐らくそれが関係しているのではないかと。農場主は野生イノシシの発生のある地域でハンターに関する副業を行っていたということから、そういったものが原因ではないかというふうに分析をされております。

それから、その他、続けて発生した所でも、飼い犬の伝播であるとか、授精師の関与、こういった形でイノシシとは関係のない農場内での、農場、あるいは人を介した伝播ということが確認をされてきております。

その後、2019年になりまして、2019年11月ですけれども、先ほど石川課長から御説明しましたドイツでの発生が2020年9月になってあったわけですが、その約1年前にポーランドの西側に今度はもう完全に——これまでは東側、ワルシャワまでが一番西で、北はカーニングラードと接している所、そして東側は東の国境付近と、それからそのやや南側、ウクライナと国境を接している所、この辺りで広がっていたのが、今度は西側に、2019年11月にドイツと国境を接する県で野生イノシシで発生したという形で、これはこれまでの発生から300キロ離れた所での発生ですので、これは野生イノシシの移動ではなく、人が介在した伝播であるというふうに当局も考察しております。

こうして、また西側の方に2019年に入って飛びまして発生したことから、ポーランド当局としては、死体の捜索とか狩猟の強化、発見場所の周辺にフェンス——これは物理的なフェンスであるとか、忌避剤を塗って近寄せないようにしたフェンス、こういったものを設置する等の野生イノシシの対策の強化を実施したところです。

その後、2020年になりまして、一旦飛んだ西側の発生が今度は東側に戻ってきて発生し、ドイツと一番国境を接している県だけでなく、その隣の県、一つ隣の県という形で発生が広がりまして、その中でヴィエルコポルスキエ県という所で発生した二つの農場での発生ですが、これはこれまでのイノシシでの発生とは全く関係がないというか、そこからは離れた所で家畜豚で発生したと。イノシシでの飛び地というのが先ほどありまして、それから東側の端で1回、家畜豚でいきなり飛んだというのはありましたけれども、イノシシの発生のない地域でいきなりぽんと農場での発生が飛んだのが確認をされたということで、農場でも飛んでいると、イノシシと関係なく飛んでいるという形になってきております。

2020年以降、こういった形で発生は広がっておりまして、今のお話を大体まとめてみますと、最初は東の端っこのところの1県だけ。このときにリスク評価をしていただいて答申を頂いたんですけれども、その後、そこからイノシシを介して広がって、徐々に面的に広がってきたことと、もう一つはイノシシも発生地域から制限のかかっていない所に一旦飛んだというのが、ワルシャワ付近まで飛んだというのがあり、それから東の南の方で、それまでイノシシの発生も確認されていない所に農場での発生が飛んだということがございました。

それから、その後、2019年11月になって、西側にイノシシが大きく300キロ飛んだ。そして、そこから広がっていた中で、そのイノシシの広がりよりも更に外側に、農場での発

生が飛んだということがあったというのが、現状は大体そういう形で発生が広がってきているということになっております。

今映しておるスライドですけれども、これは色分けがされております。この色分けは、ポーランドはEUの規則に従って制限区域を設定するわけですけれども、紫というか青い区域、これが家畜豚で発生したことによって制限を課している地域、そして赤い所がイノシシで発生したことによって制限を課している地域、そして黄色がイノシシでの発生も、家畜豚での発生もございませんが、近隣の地域ということでリスク管理が必要で制限をかけている地域という形で、三つの地域分けをして封じ込めをやろうとしているところですが、今言った、現状そういう形で発生が広がっているという状況になっております。その中で、2020年9月にはポーランドと国境を接したドイツにおいても野生イノシシで発生があったというのが現状でございます。

その中で、農場へのASFの侵入対策ということで、ポーランドは人の活動でアフリカ豚熱ウイルスが農場に侵入するというリスクが最も高いというふうに考えておきまして、その対策のために、規模にかかわらず全ての養豚農場に対してバイオセキュリティ基準の遵守を義務付ける。遵守状況の確認のため当局が立入検査をし、違反の発生に対しては改善措置を講じる。場合によっては、殺処分や廃業を命じることもできるほどの規制をかけているというところでございますが、人の動きでアフリカ豚熱が広がっているということで、ちょっとこのグラフを見ていただきたいんですけれども、緑色が野生イノシシでの陽性の件数です。ちょっと見にくいんですが、黄色と赤の両方ですけれども、これが家畜豚での発生ということで、赤いのが裏庭です。数はそんなにないですけれども。黄色いのがいわゆる商用ということで、家畜豚での発生というふうになってはいますが、見ていただきますと分かるように、年内、1年の中で周期的な変化をしております。大体冬になると、野生の陽性率がわっと上がってきているということなんです、その後4月ぐらいから——すみません、この表は13ページにございます。13ページを見ていただければと思うんですけれども、大体4月とか5月、6月ぐらいから家畜豚での発生が来るとというのが毎年起こっているというのがポーランドにおける特徴かなと思います。恐らくこれは人の動き、農場に関する人です。人の動きが活発になることによって、周りに野生の陽性がいっぱい出ているので、ウイルスがあるんだと思うんですが、それが人が動くことによって農場内の侵入が始まるということで、4月か5月ぐらいから家畜の陽性が出てくるというふうにならば、周期的に動いているというのがポーランドにおける特徴なのかなというふうに思っております。

ます。

一応こういう状況で現在のところ、ポーランドにおける野生イノシシ、それから農場への侵入の状況が出ております。

これらの情報は、我々の求めに応じてポーランドから提出されたものでございます。別紙3の12ページを見ていただきたいと思います。12ページに、こういうふうにとまとめられるのではないかとというふうにご考えられるものを記述しております。

ポーランドのASF対策というのは、答申時と基本的には同様であるということなのですが、農場のバイオセキュリティ、それから野生イノシシ対策、こういったものは強化をされてきております。答申時からウイルスの病原性に大きな変化があったという報告は受けておりません。ウイルス自体は変化していないと考えられております。一方で、答申の後、先ほど説明しましたように、対策は強化してきているものの発生が広がるということがございまして、発生状況には大きな変化が見られております。特に制限区域の外、地理的に大きく離れたエリアでの飛び地的な発生を確認していること、それから野生イノシシでの発生が周辺で確認されていない地域において家畜豚で発生していること、バイオセキュリティが比較的高いはずの大規模な商用の農場においても発生している。こういった状況が見られてございまして、野生のイノシシの移動よりは人為的な要因による伝播の方が大きなリスクになっている、それからバイオセキュリティ基準の取組の有効性、実効性については変化しているのではないかとというふうにご考えられるところでございます。

こういった状況の中、最初の2ページ目に戻っていただきまして、二国間の協議の状況ですが、説明しましたとおり発生状況が変化したことを受けまして、当局とは技術的な協議、技術的な意見交換、情報収集を続けてきたところです。特に2018年1月にワルシャワ近郊で発生したことから、ポーランド側に情報の再要請を行い、質問票等を送付したということ、それから発生状況の変化ごとに情報提供を依頼してきたところですが、発生状況等の基本的な情報提供は受けております。ただ、こちら側からより詳細な、例えば原因であるとか対策というものについての詳細をお願いしますということで情報を求めておったところですが、これは2020年10月に提出がされたという状況になってございます。

現状は、ポーランドに関しては以上となります。

私からの説明については、以上でございます。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について御出席の委員の皆様から御意見、御質問をお願いしたいと思

ます。

日高委員、お願いします。

○日高委員 日高でございます。

これ2016年に答申を私たち、諮問でやったんですけれども、その前の多分ポーランドのやつで軒数がすごく多かったというのを私は覚えているんです。その中で、私がどのように述べたのかはちょっと忘れちゃったけれども、多分小規模の養豚場がたくさん多くて、ポーランド政府から示されたサーベイランスの状況とか、あれなんかも見ると結構しっかりしているということで2016年に衛生部会は諮問したと思うんですけれども、こういう状況になったことは、私たち衛生部会としても、牛豚小委員会としても反省すべき大きな点であると思うんです。これから先もこういう問題が発生する。この前はハンガリーについて諮問しましたけれども、そこの辺りを含めまして、東ヨーロッパのASFの発生状況というのは国の方としてももうちょっと適切に管理しながらやってもらいたいということを今回感じましたので一言、衛生部会の在り方も含めて考えていければいいかなとは思っております。

それと、地域主義というのはこの前、ハンガリーのときもそういう話があって、世界の流れだという話はあると思うんですけれども、私たち養豚をやっている者にとりましては、CSFでこれだけ野生イノシシに広がって、なかなか止められない状況がある中で、やはりASFというものが入ってきたときの危機というのは大変すごい難しいものがあると思うので、その辺りもよく勘案しながらやっていってもらえれば助かるなと思っています。

それから、ポーランドのASFの野生イノシシ、病原性というのは、私たちのイメージからいくとASFの場合には致死率も高いというイメージがあるんですけれども、今般、CSFでも従来ほどの死亡率がいけないということで日本の場合ありますけれども、実際問題のASFのポーランドなんかの野生イノシシが感染した場合の、まあ、致死率が分かるかどうか分かりませんが、毒性とか、そういうのは分かる範囲でいいですが、教えてもらいたいなと思います。

○沖田室長 ありがとうございます。

日高委員の御意見につきましては、事務局として御意見があったということでお聞きをしておきたいと思っております。

それから、御質問のあった件でございますが、この資料の別紙3の12ページをちょっと見ていただきますと、ポーランド当局から頂いた情報の中にサーベイランスがございます。

直接的な致死率等々というのはイノシシはなかなか難しいんですけども、そこでありま
すとおり、死体で発見された死亡イノシシと狩猟の検査数ということで見ていただきます
と分かるとおりに、狩猟というのは当然生きていたやつを狩猟して検査するわけですが、
も、こうすると陽性率は0.86、死体で発見されると検査数が7,000に対して陽性が3,600
ということで52%ということで、圧倒的に死んでいるものの中にかかっているものが多いと
いうことが、直接的な致死率は分からないんですが、生きてると陽性は低いだろうと。
そして、死体で発見されると陽性率が高いので致死率はかなり高いんだらうというふう
に考えられると思います。

残念ながら、これぐらいしか言えるところはないんですけども、そうではないかなと
いう考えに至るところです。

○松尾部会長 よろしいですか。

○日高委員 野生イノシシの頭数というのは、結構な頭数があると思うんです。その中の
死んだやつの7,000頭が多いのか、少ないかというところから、それと狩猟は約4万頭近
くしていますよね。そこ辺りを比べた場合の致死率というのはどうなのかなと思いますけ
れども。

○沖田室長 データとしては、野生イノシシの推定の生息頭数が一つの県、一番最初に発
生した東の端っこの所のポドラスキエ県で28万頭という予測。この県一つです。

ということで、頭数としてはかなり多いんだらうなというふうに考えられます。

○松尾部会長 それでは、ウェブ上で橋本先生の方から御意見をお願いしたいと思いま
す。

○橋本委員 橋本です。音声大丈夫でしょうか。

○沖田室長 はい、先生よく聞こえております。

○橋本委員 私も平成28年の第26回家畜衛生部会に参加して答申したところですが、今日
高委員が言われていたとおり、日高委員も審議のときはかなり御心配をなさっていたん
ですが、当時の審議で上乗せのリスク管理措置が講じられるという案を承知いたしました。

ただ、今事務局から御説明があったとおり、その基準ですね。その取組の有効性、実効
性が大きく変わってきたと。それは今データで示されたとおり、大規模な農場でも出たし、
飛び地的な所での発生もあったし、ポーランドの家畜衛生当局は、それはきちんと仕事さ
られていて、分析されていて、人為的な要因による伝播の方が大きなリスクであると、そ
ういう考察もされているわけですから、これはもう明らかに今から5年前の家畜衛生部会
とは条件、情勢が変わってしまったと。ですから、本当に改めて慎重な検討が必要だと思

ます。

私は、ふだん鶏のお仕事をしているんですが、これはASFとは関係ない話なんですが、鹿児島県霧島市からオンラインでお話ししています。

5年前、こういう時代になるとは思いもしなかったんですが、新型コロナウイルス。昨日から私どもの会社で岡山県新見市にある大規模食鳥処理場が操業を止めております。1日4万羽以上の鶏を処理する所だったんですが、新型コロナウイルスのクラスターが発生しまして、従業員の健康が万全であることが確認されるまで操業はできません。感染症、1回発生してしまうと、なかなか本当に大きな影響があるということを身にしみて改めて感じています。

ですから、我が国はまだASFが入っていないわけです。ポーランドは5年間でかなり厳しい情勢に変わってきています。ですから、本件につきましては今すぐとかということではなく、もっと長い目で検討が必要かなと。私が申し上げたいのは、本件は改めて慎重な検討が必要だというふうに考えている。そういうことでございます。

以上です。

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、ウェブ上の中村先生の方からお願いいたします。

○中村委員 中村です。音声の方、聞こえていますでしょうか。

○沖田室長 はい、中村先生よく聞こえております。

○中村委員 意見としては今の橋本委員と同じなんですけれども、ポーランドにおいては人為的な要因によるバイオセキュリティの破綻があって、それによるASFの発生が見られるということで、どんなに日本とポーランドの間で厳しい取決めをしたとしても、その実効性が担保されないということが危惧されるわけです。

ゾーニングの概念を適用して輸入を再開してほしいということですが、ゾーニングの概念をもってリスクを回避できるのは、こういった人為的な要因がないということが前提でして、野生のイノシシの移動の仕方を考えて、地域的にじわじわと侵入してくるだろうと。そういったことを踏まえて、緩衝地域を設けて、事前にリスクを予測して侵入を防ぐことができるんですけれども、このように人為的な人の移動によってぽんと地理的に離れた所で発生してしまうと、こういったゾーニングによるリスク管理というのは不可能になってくるということかと思えます。

ですので、現在のこのような状況下においては、輸入再開には慎重な判断が必要。個人

的には非常に難しいというふうに感じております。

ですので、より厳格な管理体制をまずはポーランド国内でしっかりと構築していただき、その体制下で半年から1年。先ほどの御説明を伺いますと、夏の時期に非常に発生が集中するということですので、次のシーズン、夏のシーズンに発生がないというようなことを示していただくことによって管理体制の実効性がちゃんと担保できているという、そういったことを示していただくことがまずは必要ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

山口委員、お願いします。

○山口委員 私も今までの先生方の意見と同じになるんですけども、現在のポーランドにおけますASFの発生状況の拡大とかその要因を見ますと、結論から言うと、輸入再開について検討すべき段階ではないというふうには考えます。

その理由としては、先ほど説明がありました東部だけではなくて、少し離れたワルシャワとか、また遠く離れた西部地域まで発生が飛び火して、その要因が先ほどから出ています人為的というところとされているということ、また前に検討されているところである小規模農場という所だけではなくて、報告を見ますと、大規模農場においても発生が見られるということで、この報告書の中にも農場内で由来不明の野生イノシシ用の肉が発見されるといった、そういう飼養者の意識的なところも含めて、農場のバイオセキュリティ対策の実効性がかなり疑われるような状況ではないかなというふうに考えておまして、制限区域外の農場であっても清浄性を担保できるような状況ではないのかなというふうに考えております。

この中であえて質問にもなるんですけども、この基準というところで、先ほどポーランドについても基準を厳しくしてやっていますという、罰則もということなんですけれども、日本も飼養衛生管理基準で豚熱とか鳥インフルエンザでかなり厳しく、法改正などして強化しておりますけれども、日本と比較して、ポーランドは基準とか罰則強化というところも書いてありますけれども、どうなっているのかについて少し補足して聞かせていただければと思います。

○沖田室長 ありがとうございます。

まず、御指摘、意見については承りました。バイオセキュリティというお話だったと思います。

御質問の件ですが、基準、飼養衛生管理、バイオセキュリティの基準等について、絶対的な比較というか、そういうのはなかなか難しいところがあって、日本と比べてどうかということについてはなかなか難しいところはあるんですが、遵守状況の確認をするための立入調査、立入検査ですけれども、これはもちろんポーランド当局も行っているところですが、EUについてはEU全体の規則を遵守しなければいけないという規則が各国にかかっていますので、それがちゃんとできているかどうかというのは、これは定期的にEUが調査をいたします。確認をいたします。ですので、ポーランドの当局だけではない、まあ、外部と言うと変ですけれども、外の目を見た調査によって、ちゃんとEUの規則が守られているかどうかの確認を行っておりますので、そういった意味では確認はしっかりしており、その中で違反があれば、当然先ほど言ったような罰則、場合によっては廃業までという厳しい規則を設けているという状況にあるということは御理解いただけるかなと思います。

○松尾部会長 筒井委員からお願いします。

○筒井委員 私も今までのお話と全く同感で、特にゾーニングというのは中村先生がおっしゃったように、地域的な広がりということ、地域的な隔絶、いわゆる防波堤を作るという意味での地域主義だというふうに思っています。だから、そういった意味ではこういった人的要因に飛び火すること自体でも、ゾーニングの概念の適用はなかなか難しくなっているという状況だろうというふうに思います。

そういった意味では、今回ゾーニングを適用してということには、今の状況ではなかなかそこまで至らないだろうというふうに私も思います。

それと、あと1点、今回家畜衛生条件の協議中にこういった状況になってしまったということなんですけれども、その重要性というのは、相手国からきっちりと情報を提供していただくということは大前提だと思うんです、こういった輸入協議においては。

そういった意味では今回資料の中で少し返答が得られなかったということの記載はありましたけれども、その点については私も残念だなというふうに思っておりますので、今後、ポーランドに限らず、こういったところはしっかりと情報交換をしていただいで協調していただくということが重要かなというふうに思いましたので、一言申し上げました。

○松尾部会長 ありがとうございます。

○眞鍋委員 眞鍋ですけれども、僕はちょうどたまたま20年以上ぐらいの間、先般ありましたハンガリーとかポーランドとか共同でずっと研究してきたものですから、もう20回以上ぐらい伺ったことがあるんですけれども、先ほど説明がありましたように、ハンガリーもポーランドも獣医の人たちの教育とかレベルは非常にしっかりしていて、国の研究機関だとか大学だとか農場もしっかりしていると思うんですけれども、途中でおっしゃっていたように、結構地続きで海外の人は単純労働でお見えになっているんです。そういう方たちが農場へ行くと、結構、ちょっと雑だなという印象を僕は持っています。先ほど中村先生もおっしゃっていたように、ゾーニングしてここから来ないとかいうのであれば考えられるんですけれども、こういうふうに飛び火的に行っているというのは人為的な問題で、それは獣医官がどんなに頑張っても抑えるのはなかなか難しい状況にあるんじゃないかと思うんです。

だから、今回については、前は非常に小さかったから問題ないだろうと皆さん判断したし、私も判断したんですけれども、今回についてはそういうゾーニングというのは非常に難しい、そこまで日本が踏み込んで何か言えるというものでもないと思いますし、だから、今回はちょっと考え直す必要があるのかなというふうに思います。

○松尾部会長 ありがとうございます。

津田委員、お願いします。

○津田委員 津田です。

基本的な考え方は今先生方がおっしゃったことと同じように、最初に行ったリスク評価の前提であるところが今回かなり崩れてきたと思います。牛豚小委ではリスク評価として一番重要なイノシシのリスク、それから飼養豚への伝播リスク、ここがどう防げるかということと、それを担保するための体制、あるいは法規制がどうなっているかということで審査したわけです。けれども、当時、それで防げると思ったものがこのように人的な移動があったり、持込みがあったり、人の活動、あるいは当時、最初にバックヤードとそれから商用農場、二つに分けて考えたわけなんですけれども、必ずしもそれが明確にきちんとコントロールされていないということがあって、やはりリスク評価の難しさを改めて非常に感じております。

こういうことからすると、今回の、結論的には同じなんですけれども、前提が変わったということからすると、これはもう一回再検討した方がいいんじゃないかなというふうに思います。

その上で、今後もあるだろう、こういったゾーニングに対するリスク評価の在り方なんですけれども、今回いろいろなヨーロッパでのASFの流行、発生状況を見てみると、国ごとに随分違うかなという印象を持ちます。先ほど石川課長からも御説明ありましたように、イノシシと、それから同じように飼養豚での発生が続いている国もあれば、イノシシだけの発生にとどまっている国もあり、飼養豚での発生はないという国があり、さらにはイノシシの発生でもしっかり清浄化につなげたという国もある。ということからすると、先ほどEUの規制としては統一の規制があるはずなんですけれども、実効性に関しては国によって随分差があるのかなというのを感じた次第です。

今回もこれだけ、2016年に答申して、現在に至るまでのそれぞれの国を見ていくと、やはりポーランドと、それからほかの国と少し差が出ているかなというふうな印象も受けます。そこら辺はリスク評価としてはなかなか難しいんですけれども、実効性を先ほど筒井委員からもあったように情報を適時適切に頂いて、それが本当にちゃんと働いているかどうかということは確認する必要があるかなと思います。

その上で、ほかの例も含めて感想だけ述べさせていただきますと、国内のCSFについても同じなんですけれども、飼養衛生管理基準等々、我が国では作っておりますが、これが果たして農家段階でどれだけ守れるかということになっていくと、個々の皆さん方の意識によるかもしれません。一方で、EUは実際に経済統合するときに貿易の自由化をするために口蹄疫、これの清浄化をまず達成しなければいけないということで、当時清浄国もあれば、ワクチン接種国もあったわけなんですけれども、これを全部やめて、全域で口蹄疫を清浄化したということがございます。非常に強いインセンティブがあったと思います。

その次に、豚ではオーエスキーの清浄化というのがあって、これはフランス、あるいはドイツ、あるいはベルギーといった所も全て清浄化したんですけれども、ここについてはそれぞれの生産者の団体の意欲がすごく強く働いたというふうに聞いています。特にドイツ、ベルギー等につきましては、ほかもそうですけれども、フランスやオランダもそうです。輸出振興という意味からして、まず早く清浄化したいということがあって、国を動かして清浄化を推進したということがあって、そういったことが生産者の意欲につながったのかなという感じがします。

総合して見ていくと、ヨーロッパの状況を見ていくと、国によるASF対策に対するインセンティブなり、そういった生産者の皆さん方の意欲がどのくらいあるのかなというところもまた一つ、リスク評価というわけじゃないんですけれども、背景として考えていく

必要があるのかなと思います。

今回の事例で思っているのは、何もヨーロッパを批判するというわけではなくて、我が国に引き比べてどうかということをごさいます。国内のCSFを封じ込めていく上でも、こういった事例というのは非常に参考になると思いますので、ここは単純に今、ポーランドについてのこういったリスク管理、あるいはASFに対するリスク評価というのを行っているわけですが、これを少し国内の方にも引き比べて、少し応用できるものがある、参考にすることがあるのではないかなと思った次第です。

ちょっと余分なこともありましたけれども、意見だけ述べさせていただきました。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見は。

お願いします。

○筒井委員 すみません、今津田先生からあったお話のとおりなんですけれども、1点だけちょっと補足といいますか、ゾーニングをしたときに、ゾーニングをしっかりとやっていく、ゾーニングで評価をしていくというのは大変重要なことで、まずそれをしっかりとやっていくという評価をちゃんとしていくということ。

もう一つは、ブレイクされたときにすぐ我々が情報を得て、正しく対策を取れるということが前提なんだろうと思うんです。ですから私、情報はしっかりと取れるのかというお話をしたときに、やはり二段構え、ゾーニングをきっちりしてもらって、それから何か起こったときに直ちに我が方がその情報を得て対策を講じる、こういうことが重要なんだろうなというふうに私は思いますので、付け加えでした。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、意見はないようですので、それでは事務局の説明と委員の先生方が示された御意見を踏まえまして、アフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価について、当委員会としての意見を述べたいと思います。

家畜衛生部会としては、2016年の答申は飽くまで当時のリスク評価結果に基づくものであり、現在のポーランドの状況を踏まえれば、リスク評価の前提が崩れていると言わざるを得ません。したがって、当時の答申結果を現在のポーランドに対して適用することは適切でないと考えます。

ポーランドにASFゾーニングを適用可能かどうかについては、本日の委員の先生方か

らの御意見を踏まえて、改めて慎重にリスク評価を実施する必要があると考えますが、もしゾーニングの適用を目指すものであれば、事務局は委員の皆様の懸念点を解消する必要があるという点に留意していただきたいと思います。

以上を本日の議題の結論として、本件に係る当部会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松尾部会長 ありがとうございます。

それでは、全体を通して、委員の皆様からの御意見、御質問、ほかにございますでしょうか。

日高委員、お願いします。

○日高委員 これ終わったから、これ以外のことでいいんですよ。

○松尾部会長 はい。

○日高委員 先ほどの説明で鳥インフルエンザのことなんですけれども、というよりも、殺処分をするということ今対処しているわけなんですけれども、最近の事例を見ていますと、羽数が余りにも多過ぎると。基本的に24時間、72時間ですかね、殺処分というのは。口蹄疫のように地域で広がっていった場合、30万頭近くの豚牛が殺処分されたんですけれども、1か所で100万羽を超える鶏がいるということに対する迅速な殺処分というのがなかなか難しくなっているんじゃないかなと思うし、殺処分を行う場合には、どうしても自衛隊のある程度の協力が、人的面が必要だと思うんですけれども、そこ辺りを含めたとき、これは個人の経営ですから、そこまで国が、都道府県が介入することはできないと思うんですけれども、一つの数値目標としてある程度、例えば近隣に100万だったら、20万、20万、20万の五つぐらいの農場に分散してくださいとか、そういう家畜伝染病が発生したときの、鶏ではなくても、今回三重県の場合も1万ちょっとということで、10日ぐらい掛かるという感じの報道があったと思うんですけれども、やはりCSF、鳥インフルの場合にはそんなに急激に拡散して病気が広がるということはないと思うんですけれども、そこ辺りの適正な飼養規模の問題というのをこれから少し考えていかなきゃいけないのかなという気がするんです。それが第1点ですけれども。

今度はCSFに関して、先ほどからCSFの発生が続くということで、移行抗体の問題があると思うんですけれども、接種の問題で家畜防疫員から民間獣医師までの移行というのは出ているんですけれども、これは極論なんですけれども、例えば移行抗体の問題があ

ったときに、30日で1回の注射をして、これ極端な話ですけれども、50日か60日で要するに子豚に2回接種すると。母豚に対しては例えば分娩前にワクチン接種することによって移行抗体を強化して子豚には守られるようにするとか、回数も増えるし、そこ辺りのワクチン代ももろもろあるんですけれども、今の状況下で、周りに野生イノシシがいる状態で、確かに飼養衛生管理基準の遵守ということがあれば100%防げるのかと。やはりこれもなかなか難しい問題があると思うんです。ですから、そこ辺りを含めた、野生イノシシが周りにいる状況下の中でもう一つ踏み込んだ、これは科学的なそういう根拠とか抜きにして——はないと思うんです、私が今言っていることは。思うんですけれども、それぐらい踏み込んだ一つの防御の方法というのをやっていかないと、飼養衛生管理基準で完全に守れるというのを国が示してもらえれば、それに対して養豚生産者も進んでいくと思うんですけれども、なかなか難しいのかなと思っているので、この2点について、まあ、一番最初のやつは、こういうふうにした方がいいんじゃないかなという希望なんですけれども、とCSFに関しては、確かに私が言ったことは誰が接種するのか、いろいろ山積みの問題はあると思うんですけれども、それをちょっと質問したいと思います。

○石川動物衛生課長 御意見ありがとうございました。

まず飼養規模の関係でございますけれども、これはなかなか法令で縛るといような枠組み、もちろんございませんので、我々もできる限り防疫、万が一発生した際も円滑な防疫ができるようにということで、これまでも大規模農場につきましては、例えば飼養衛生管理区域をきちんと分ける。その場合に人の管理も分ける、車両も分けるということで区分管理ができるような農場については飼養衛生管理区分ごとに殺処分が行えるようなスキームを取っておるんですけれども、今回の100万羽以上の三つの農場につきましては、インラインで卵を回収していたり、また人が共通しているということで、発生鶏舎のみということはもちろん国際的にもルール上ございませんので、全ての鶏を殺処分するという結果になってございます。

ただ、確かに今回大規模での発生が継続しましたので、もちろん鳥インフルエンザ、今シーズンだけで終わるわけではございませんので、来シーズンに向けて、例えば大規模農場を優先的に、万が一発生した場合に全県的にどういう動員体制にするのか。今回、例を挙げますと、茨城県などは県庁での全庁的な動員体制も敷きましたし、関係団体、畜産関係団体だけじゃなくて水産とか様々な関係団体、49団体から人を動員することによって80、90万羽近くの鶏でございますけれども、迅速に、もちろん自衛隊の御協力も得ながら殺処

分したということでございます。

なので、来シーズンに向けては全庁的な動員体制もそうでございますけれども、事前に大規模農場で発生したときのシミュレーションをやっていただいて、その計画をその生産者、関係団体も含めて検討いただくのかなということを考えておりますけれども、もちろん今回のシーズンの発生を踏まえて、改善すべきところは順次改善していきたいというふうに思っております。

また、豚熱のワクチン接種の件でございますけれども、先生おっしゃるとおりでございます。去年の8月に、そのときのデータを踏まえて、50日、60日齢目での接種が適切であるというふうに結論付けたわけでございますけれども、豚も入れ替わっておりますし、繁殖豚も入れ替わっています。最初の豚はもちろん内部の豚でございますので、かなり抗体価高くなる傾向はあったんですけれども、正に世代交代が進むとそれほど高くない移行抗体の母豚がどんどん出てきて、逆に言うと接種日齢が五、六十日齢は遅い。いわゆるもうちょっと早めに打つ必要があるんじゃないかという御意見も伺っておりますので、今、各都道府県のデータを集めて、また接種日齢、本当に50日、60日でいいのか、それとももっと細やかに農場単位で日齢を早くしていく農場がないのかということに鋭意分析していきたいと思っております。

ただ、30日齢で接種するのは、多分今の段階ではまだ早いのかなと思っておりますけれども、都道府県の協力を得て、その部分は発生が防げるようにちゃんと対応してまいりたい。また先生方の御意見を頂きたいと思っております。

以上です。

○日高委員 接種日齢を前に延ばすんじゃないんですよ。今言ったように移行抗体が、しっかりここまででブレイクするんだよということがある程度判断できれば、50日、60日もいいんだろうけれども、最近の傾向として、ワクチンを打つまでの子豚の発生とかあるんで、生後30日ぐらい、離乳する直前ぐらい、安全、もし移行抗体がないんだったら、そこで打っておけば、次の50日、60日目で、そこで移行抗体があれば、もちろん打っても水ですけども、この間を担保するためにそういう打ち方を、例えば国の試験場とか、そこでやってみることもどうかなと思うんです。そういう危険率を少しずつでも減らしていかないと、なかなか今の状況を見ていると、切れた所で発生する。それと、先ほど言ったのは、母豚の移行抗体が今課長がおっしゃったように、なかなか一定しないというところで、極端に言えば分娩——まあ、大体豚の母豚のワクチン接種というのは分娩前の5週、3

週の2回打ちで云々というのが多いんですけれども、そういう意味で分娩前の母豚に打つことによって、その母豚から生まれた子豚は移行抗体が少し長く続くんじゃないかという発想の母豚、分娩前に打つということですよね。そういうのを少し調べてほしいなということなんです。

○石川動物衛生課長 ありがとうございます。現時点で基本的に五、六十日とやっていますけれども、農場ごとに今母豚の抗体価調べさせていただいておりまして、確かに移行抗体が低い豚につきましては、2回打ちもそのデータに基づいてやってもいいということで、我々の方から指示していますので、また先生の意見も踏まえて、どんなことができるかというのは検討していきたいと思えます。

ありがとうございます。

○松尾部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、終了させていただきたいと思えますが、事務局から連絡事項あれば、お願いします。

○沖田室長 ありがとうございます。

本日はお忙しい中をアフリカ豚熱のゾーニングを適用したポーランドからの生鮮豚肉の輸入に関するリスク評価について、またその他の議題について御議論を頂きまして、ありがとうございます。

ポーランドの件に関しましては、2016年の答申を現状で適用することは適切ではないという家畜衛生部会の御意見を承りましたので、この件をしっかりと受け止めまして、また本日御指摘を頂いたこと、それからお示しいただきました懸念点、こういったものがありますので、どのようにすればこういった御指摘いただいた懸念点が解消できるかということについては事務局もよく考え、また筒井先生からは相手の当局からの情報というのも非常に重要だというふうにおっしゃっていただきましたので、ポーランド当局ともよくお話をし、情報をもらいながら、懸念点を解消していくことについてどのようにしていけばいいかということを検討してまいりたいというふうに思えます。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。

○松尾部会長 それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第51回家畜衛生

部会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後 3 時 3 2 分 閉会